

8喜社協第597号  
令和8年7月1日

行政区長 様

社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会  
会 長 志 田 公 司

令和8年度喜多方市社会福祉協議会福祉活動支援金の  
ご協力について（依頼）

本協議会の事業推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を頂き、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本協議会は地域福祉の推進を図るため、子育て支援となる『わくわく♪ちびっこ広場』をはじめ、児童生徒のボランティア活動の推進、高齢者の生きがいと介護予防を図る高齢者サロン活動への支援、市民のよろず相談所となる『心配ごと相談所』の常時開設など、子どもから高齢者にいたる各種事業を実施しており、福祉活動支援金はこの活動財源として活用されております。

また、老人クラブや障がい者福社会等の福祉団体やボランティア団体の活動につきましても、福祉活動支援金は役立てられております。

つきましては、これらの活動を支えて頂くため、今年度におきましても行政区の世帯数をもとに、福祉活動支援金として 金          円をお願いいたしたく、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、福祉活動支援金につきましては、別紙要請額基準表により算定しておりますが、世帯数に増減がありましたら、事務局まで申し出ください。

世帯数に関しては、世帯数から一律3%を免除世帯として依頼しています。

この支援金につきましては、大変恐縮とは存じますが、**8月末を目安に**

《夢の森》にお届け下さいますようお願いいたします。

なお、本協議会の各種地域福祉事業をはじめ、本会に事務局を置く日本赤十字社並びに共同募金会など福祉活動に対するご理解とご協力を頂いておりますことから、今年度も『福祉事務取扱い交付金』を地区行政区長会様（総合支所事務局）へ交付いたします。

※たいへん恐縮に存じますが夢の森の窓口が土日休みとなりましたので祝日を含む平日にご来館いただきたくお願いいたします。

営業していないためおつりの準備ができませんのでおつりが無いようにおねがいできましたら幸いです。

※別紙、寄付者芳名簿とともにお届けくださいますようお願いいたします。

※ご連絡をいただければ集金にお伺いいたします。

※既に納入いただいております場合はご容赦ください。

【事務局：喜多方市社会福祉協議会熱塩加納支所 東條 TEL 36-3112】

## 別紙

## 行政区の構成世帯の規模に応じた福祉活動支援金の要請基準額表

行政区の構成世帯の規模	要請基準額	依頼額
5戸未満	1,500円	1,500円
5戸以上10戸未満	3,000円	2,900円
10戸以上20戸未満	5,000円	4,800円
20戸以上30戸未満	10,000円	9,500円
30戸以上40戸未満	15,000円	14,300円
40戸以上50戸未満	20,000円	19,000円
50戸以上60戸未満	25,000円	23,800円
60戸以上70戸未満	30,000円	28,500円
70戸以上80戸未満	35,000円	33,300円
80戸以上90戸未満	40,000円	38,000円
90戸以上100戸未満	45,000円	42,800円
100戸以上110戸未満	50,000円	47,500円
110戸以上120戸未満	55,000円	52,300円
120戸以上130戸未満	60,000円	57,000円
130戸以上140戸未満	65,000円	61,800円
140戸以上150戸未満	70,000円	66,500円
150戸以上200戸未満	75,000円	71,300円
200戸以上250戸未満	100,000円	95,000円
250戸以上300戸未満	125,000円	118,800円
300戸以上400戸未満	150,000円	142,500円
400戸以上500戸未満	200,000円	190,000円
500戸以上600戸未満	250,000円	237,500円
600戸以上	300,000円	285,000円

(注1) 地域負担の軽減を図るため、要請基準額より5%を差引きした額を依頼額(100円未満切上げ)としております。

(注2) 構成世帯の規模については、広報配布世帯数から3%を差引いた世帯数により算定しています。